

施設職員のための 退職手当共済制度について

～職員の処遇向上および福祉人材の安定確保に貢献～

独立行政法人福祉医療機構 共済部

1. はじめに

福祉や医療の歳時にあわせて関連情報をお届けするこのシリーズ、今月号では、社会福祉施設職員等退職手当共済制度（以下「本制度」という）を紹介します。今から約60年前、民間の福祉施設経営者は、国の責務である福祉政策を担うにもかかわらず、事業収入の特殊性や小規模事業所が多いために、人材の確保・定着に大きな課題を抱えていました。本制度は職員の待遇改善をもってこの課題解決に寄与するために創設されたものです。

現在、少子・高齢化の進行に伴い、福祉施設等の役割と質の高いサービスへの期待が高まっており、これに応えるための福祉人材の確保・定着は、やはり重要な課題となっています。

制度創設以降、福祉人材の確保・定着に寄与し、民間の福祉施設経営者を支援している本制度について紹介させていただきます。

退職手当共済制度（WAM）

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/taisyokuteate/>



2. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の概要

（1）本制度の目的

国の制度における福祉サービスは、経営主体によらず全国で一定の水準が確保されています。しかし、昭和30年代当時、国公立の社会福祉施設等と民間の社会福祉施設等では、給与やその他の職員待遇に格差が広がっており、民間の社会福祉施設等では職員の確保や定着を図ることが難しい状況にありました。このため、民間の社会福祉施設等の職員の待遇改善を目的に、昭和36年6月に社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年6月19日法律第155号）が制定され、同年10月から退職手当共済事業が開始されました。

本制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、全国を同一水準の制度でカバーすることにより地域の格差なく福祉施設に従事する人材の確保と定着、処遇の向上、施設経営の安定に向けて支援し、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としています。

現在、全国の社会福祉法人の約9割が本制度を利用しており、制度創設以来、延べ200万人に約2兆円の退職手当金を支給しています。

(2) 本制度の特徴

① 退職手当金額

本制度の退職手当金額は、公務員の退職手当金に準じた水準となるよう考慮されています。また、「福祉施設への従事」の確保を図るため、当制度への加入期間が長くなるほど、退職手当金計算の乗率が高くなり支給額が優遇されるように設計されています。

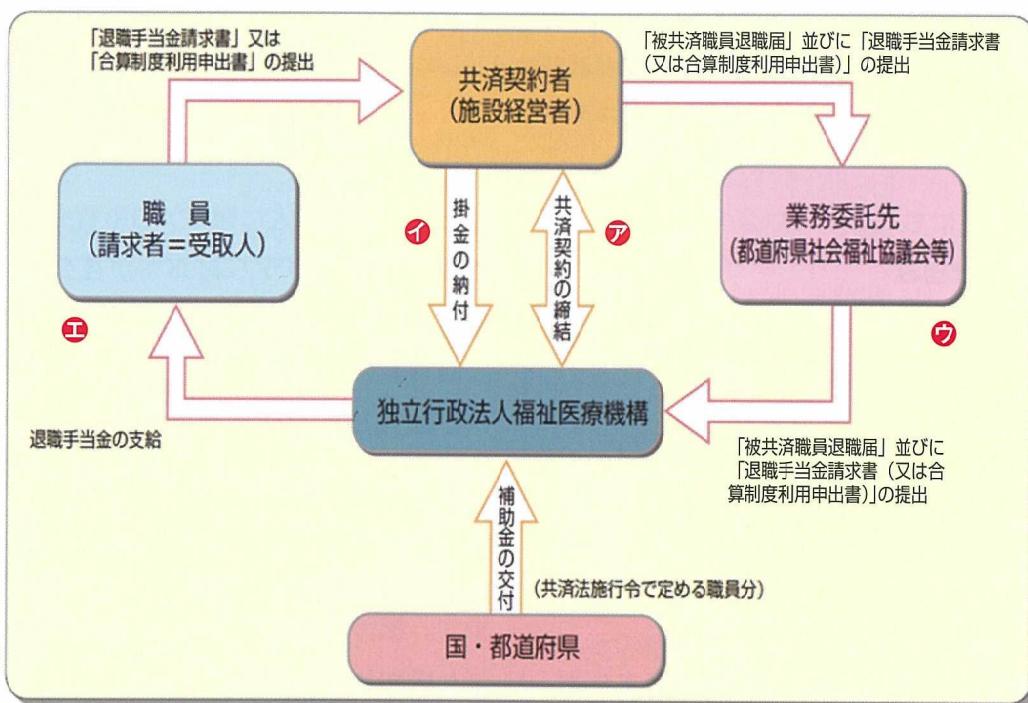
② 掛金

本制度の掛金は、職員個人の負担ではなく、国・都道府県・共済契約者（施設経営者）が3分の1ずつ（介護保険施設、障害者支援施設等では

共済契約者が全額）負担することとし、「賦課方式」を採用しています。これは、制度創設当時、福祉施設の経営環境において、積立方式では①のような退職手当金制度を設けることが困難であることに配慮したものです。

③ 職員の加入要件

本制度の対象として登録した施設等に「常時従事する職員」が加入の要件です。常時従事する職員とは、いわゆる「常勤職員」であり、雇用契約上の勤務日数や所定労働時間により一定の判断基準を設けています。年齢基準はないため、高年齢者も当然に加入対象となり、定年



ア. 共済契約の申込みを行う社会福祉法人は、「福祉医療機構」に共済契約の申込みを行い、「福祉医療機構」の承認により申込みの日から契約が成立し、効力を生じます。

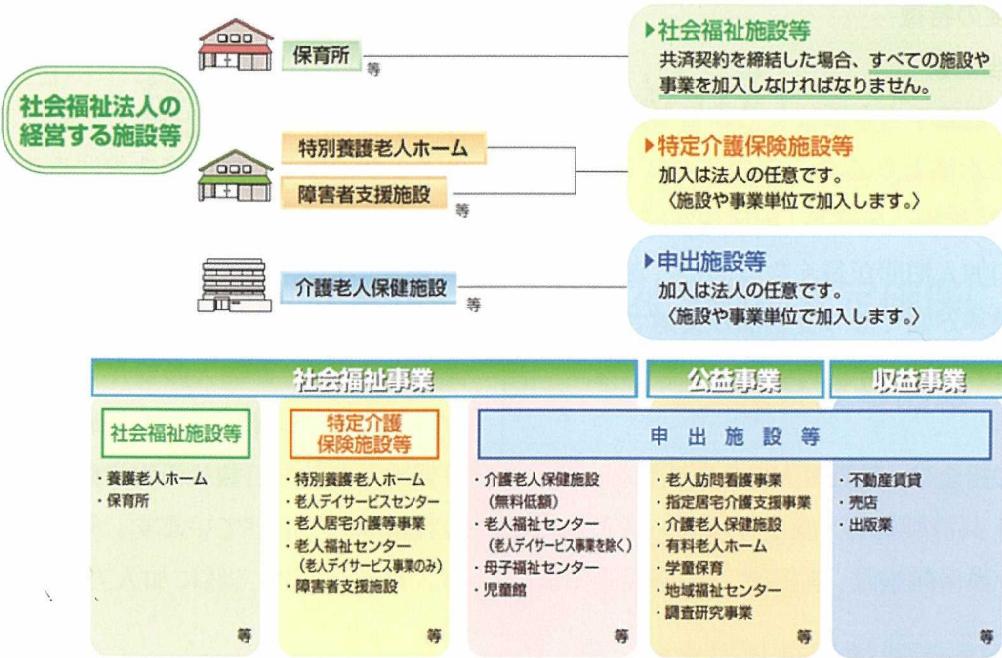
イ. 共済契約を締結した共済契約者（施設経営者）は、施設区分・職員数に応じた掛金額を「福祉医療機構」に納付します。

ウ. 職員が退職した場合は、退職者と共に共済契約者から「被共済職員退職届」・「退職手当金請求書（又は合算制度利用申出書）」を「業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）」を経由して「福祉医療機構」に提出します。

エ. 「福祉医療機構」は退職した職員（請求者）の指定口座に退職手当金を直接振り込みます。

※お支払いいただいた掛け金はすべて退職手当金の支給にあてられます。

加入要件について、共済契約を締結できるのは、24ページ図の「社会福祉施設等・特定介護保険施設等・申出施設等（例示）一覧」のうち「社会福祉施設等」または「特定介護保険施設等」を経営している社会福祉法人に限ります。（申出施設等のみを経営している場合は契約できません。）



納付する掛金額は、各施設等の分を合わせて共済契約者として一括納付します。なお、掛金は共済契約者が負担するもので、被共済職員が負担するものではありません。

退職後の再雇用にも対応しています。

(3) 本制度の仕組み

本制度は個別法に基づいており、独立行政法人福祉医療機構と「共済契約」を締結したうえで、従事する職員を加入させる仕組みとなっています。なお、共済契約の申し込みは任意ですが、共済契約を締結すると個別法で規定する義務(施設種類により職員加入が義務となるなど)が生じます。

また、共済契約者の就業規則の内容はさまざまあるため、統一した基準で支給できるように、退職手当金は、当機構が退職者に直接支払う仕組みとなっています。

3. 本共済制度における加入状況および支給状況

契約者数について、制度開始当初は約4,000契約者でしたが、年々増加しており、現在では約17,000契約者にまで伸びています。経営者主体別に見ると、当初は個人の契約者が半分以上でしたが、平成13年の制度改正(契約の対象

者を社会福祉法人に限定)の影響もあり、現在では全契約者のうち約98%が社会福祉法人となっています。

職員数について、現在では、約87万人の職員が加入しており、微増であるが、増加が続いている。

給付人数については、おおむね被共済職員数と同様に推移しており、近年は増加が続いている。給付費および1件平均給付額についても年々増加しています。

4. 手続きの電子化

本制度では、国が進める電子政府化の取組みを踏まえて、電子申請の充実に努めています。本制度の電子申請は、当機構が運営するWAM NETの基盤を活用しているため、単に電子申請にとどまらず、会員専用情報も含め、WAM NETが提供する有益な情報をご利用いただけるものとなっています。

今後も、高年齢者を含め福祉施設で働く方々

事項	年度 単位	24	25	26	27	28	29	30	31 (R1)
1 加入状況									
(1) 契約者数	件	16,590	16,678	16,772	16,858	16,945	16,980	17,046	17,072
社会福祉法人		16,086	16,242	16,380	16,477	16,567	16,614	16,690	16,723
民法法人		145	92	66	59	58	54	54	54
宗教法人		238	230	221	214	209	203	198	194
個人(任意団体含む)		114	107	98	87	82	76	69	62
その他の法人		7	7	7	21	29	33	35	39
(2) 施設数	件	53,546	55,312	56,474	58,156	59,571	60,604	61,802	62,539
(3) 職員数	人	739,329	762,762	783,846	807,458	828,597	843,027	857,705	867,784

事項	年度 単位	24	25	26	27	28	29	30	31 (R1)
2 退職手当金支給状況									
(1) 給付人数	人	72,093	71,286	72,578	76,586	75,891	76,098	78,588	79,459
(2) 給付費	百万円	92,980	94,220	95,740	101,155	103,997	102,543	106,127	112,455
(3) 1件平均給付額	千円	1,290	1,322	1,319	1,321	1,370	1,348	1,350	1,415

が安心して従事し、福祉施設の経営のご支援ができますよう、努めてまいります。

5. 赤い羽根共同募金運動について

当機構の事業ではありませんが、10月の歳時として、街頭募金でご承知の赤い羽根共同募金運動を紹介します。

共同募金については、社会福祉法という法律に定められており、全都道府県に設置された共同募金会が、都道府県の区域を単位として、毎年一回厚生労働大臣の定める期間内（例年10月1日から3月31日まで）に寄附金の募集を行うものです。なお、この期間外においても、

寄附のお申し出をいただければ受付が行われます。

集まった寄附金は、区域内における地域福祉の推進を図るため、その区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分されます。また、災害発生時にすぐに災害支援を行えるように、募金実績額の3%が、災害等準備金として積み立てられます。これは、社会福祉法に基づくもので、被災県に設置される災害ボランティアセンター支援等に役立てられています。

本年も、本号の発行の時期には運動が開始されていることと思います。ご協力いただければ幸いです。

<https://www.wam.go.jp/>

介護離職防止、介護保険、産前・産後、育児休業、子ども・子育て情報などは、ぜひ **WAMNET** で!!

WAMNET

